

第3種郵便物認可

富澤 暉・元陸幕長(75)



平時と有事の線引き議論を

集団的自衛権

行方を問う

とみさわ・ひかる 第1師団長や北部方面總監、陸上幕僚長などを歴任し、1995年6月に退官。隊友会副会長などを経て、現在は日本防衛学会顧問、東洋学園大学客員教授。

陸上幕僚長の時、米軍から集団的自衛権行使を求められたことはなかった。日米共同訓練で話題になったこともない。安倍首相は今なぜ、集団的自衛権を持ち出したのか。米國が財政難から政策が内向きに

なり、日本が何かしないと見捨てられるのではないかとという危機感があるのでしょうか。

しかし米國は、自衛について他國に手伝わしてもらおうと考える国ではない。米國が真に望んでいるのは、米國中心の世界秩序すなわち世界平和の維持だと思ふ。秩序を破壊するものが現れないように抑止し、いざとなれば諸外國と多國籍軍などをくっつけて一緒に制裁する。これは集団的自衛権の話ではなく、集團安全保障の問題だ。

私は、日本も集團安全保障に参加すべきだとの立場だが、安倍首相も「積極的平和主義」を唱えているのだから、自衛より

も集團安全保障を表に出した方がよいと思ふ。

首相が立ち上げた有識者会議「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(安保法制懇)」が、様々な事例を想定して憲法との関係を検討している。ところが、①集団的自衛権②集團安全保障③平時か有事かあいまいなグレーゾーンの問題の三つがごちゃ混ぜになっている。しかも想定そのものがおかしかったり、前提となる条件があいまいだったりして、國民にとっても

自衛官にとっても理解しづらいところが多い。

たとえば、米國に向かって飛ぶ弾道ミサイルを日本が迎撃することは、現在の技術ではできない。それを問題にするのは噴飯ものだ。また、公海上で並行して航行する米艦の防護は、日本が撃たれた時にはその艦艇が正当防衛で撃ち返せる。ところが現状では、米艦どころか日本の僚艦が撃たれた時でさえ防衛出动命令が出なければ撃てない。個別的自衛権でもできないこと

とを、集団的自衛権で解決せよというのは無理難題に近い。まず防衛出动命令前の個別的自衛権のあり方を検討した上で論じることが必要だ。

この問題は1978年、当時統合幕僚会議議長だった故・栗栖弘臣氏が「自衛隊法では奇襲攻撃に手が出せない。超法規的な行動をとらざるをえない」と発言し、事実上解任されたが、いまだに解決されていない。安保法制懇が提起した事例の中にも、他國の潜水艦による日本領海内の潜没航行など防衛出动の発令前の事態にからむものが少なくない。平時か有事かはつきりしないグレーゾーンが増える時代だ。いまだに解決されないこうした問題こそ真剣に議論してもらいたい。

安保法制懇が憲法解釈の変更などを求める4類型・5事例【4類型】①公海上の米艦防護②米國に向かう弾道ミサイル迎撃③國際平和活動での武器使用④國際平和活動での他國への後方支援

【5事例】①日本近隣有事での集団的自衛権行使②米國が武力攻撃を受けた時の船舶検査③日本船舶に影響を及ぼす海域での機雷掃海④國連決議に基づく多國籍軍参加⑤領海内を潜航する外國潜水艦への対応

(聞き手・谷田邦一)

Summary of the newspaper page content, including a small article titled '平時と有事の線引き議論を' and other news snippets.